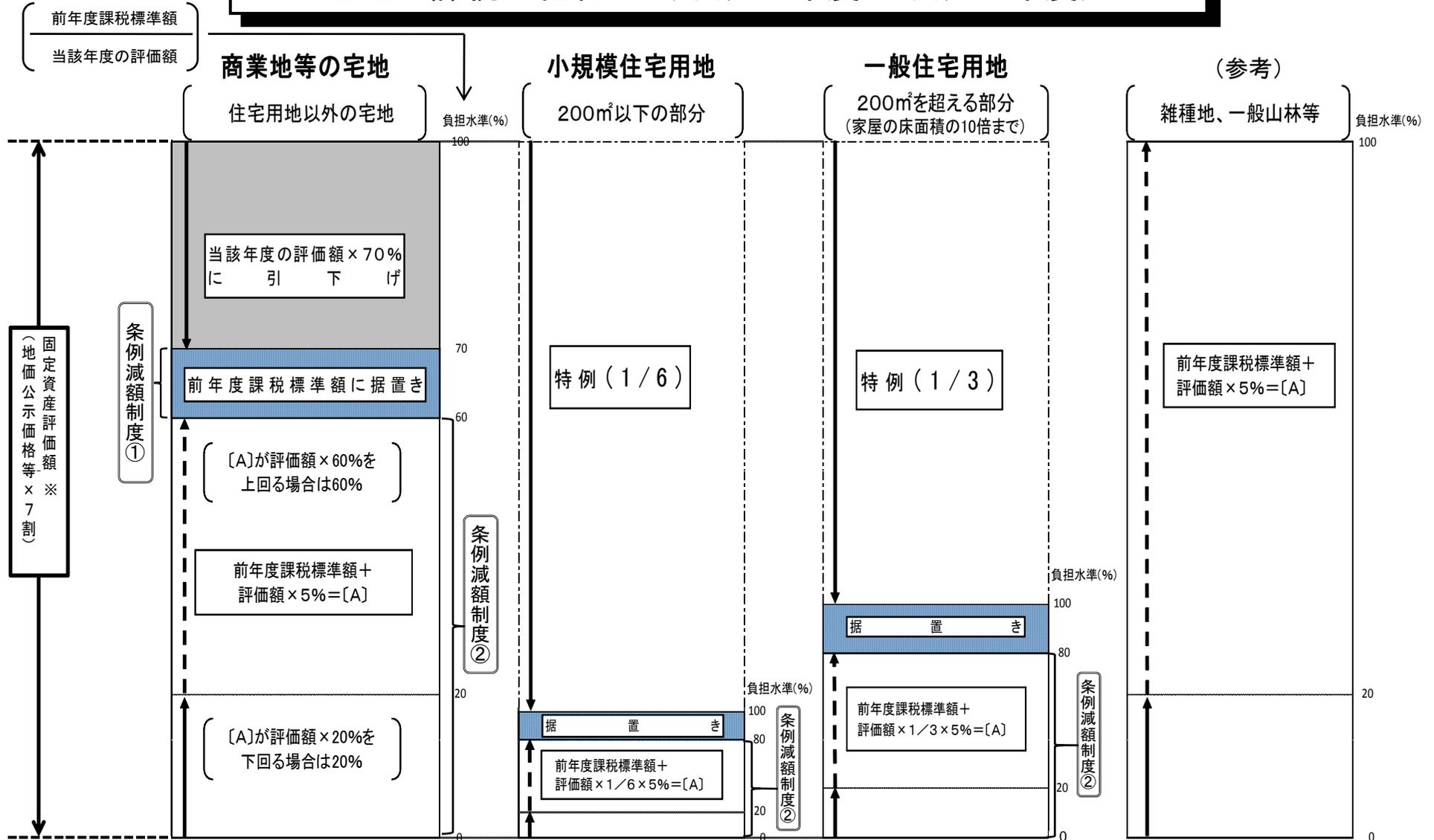


平成 21 年 度 税 制 改 正 等 に つ い て

# 宅地の課税の仕組み（平成21年度～平成23年度）



※ 据置年度の下落修正措置

地価の下落が認められる場合、市町村は据置年度においても評価額を下落修正することができる。

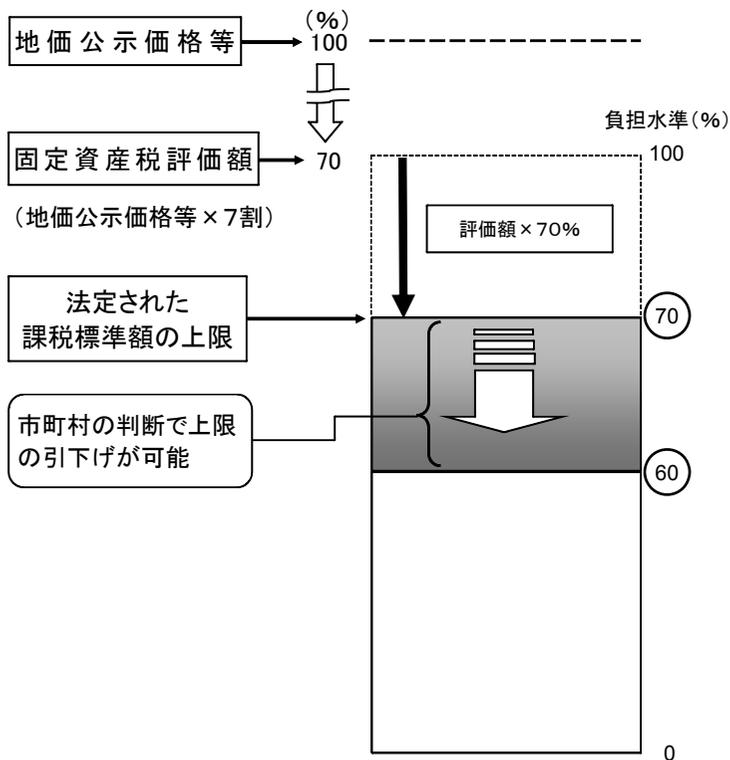
・ 条例減額制度①（平成16年度創設）

商業地等の負担上限について、地方公共団体の条例により、60%～70%の範囲で引下げを可能とする制度

・ 条例減額制度②（平成21年度新設）

住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地について、税負担が大幅に増加する場合、地方公共団体の条例により、税額の上昇を1.1倍まで抑制できる制度

# 商業地等に係る条例減額制度



※ 負担水準 = 前年度課税標準額 / 当該年度の評価額

## 制度の概要

- 負担水準の高い商業地等について、税負担の上限を、法定された上限(評価額の70%)から、市町村の条例で定める水準(60%~70%の範囲内)まで引き下げることができる仕組み。
- 平成16年度税制改正において創設され、平成21年度税制改正において平成23年度まで延長。

### ○ 制度導入団体(平成21年度)

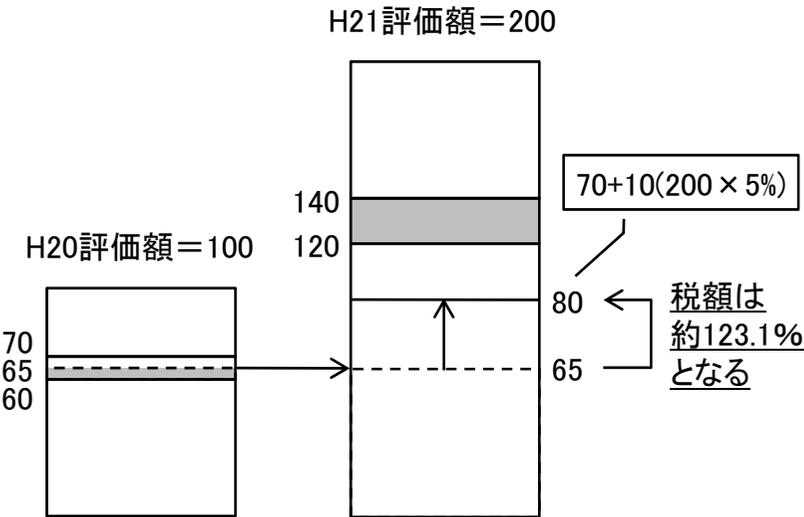
都道府県	市町村	上限設定
東京都	東京都(特別区)	65%
徳島県	吉野川市	65%

# 住宅用地等に係る条例減額制度

当該市町村の判断により、平成21年度から平成23年度までの固定資産税及び都市計画税の税額が、前年度税額に条例で定める割合(1.1以上)を乗じて算定される額を超える場合には、その超える額を減額できる制度。

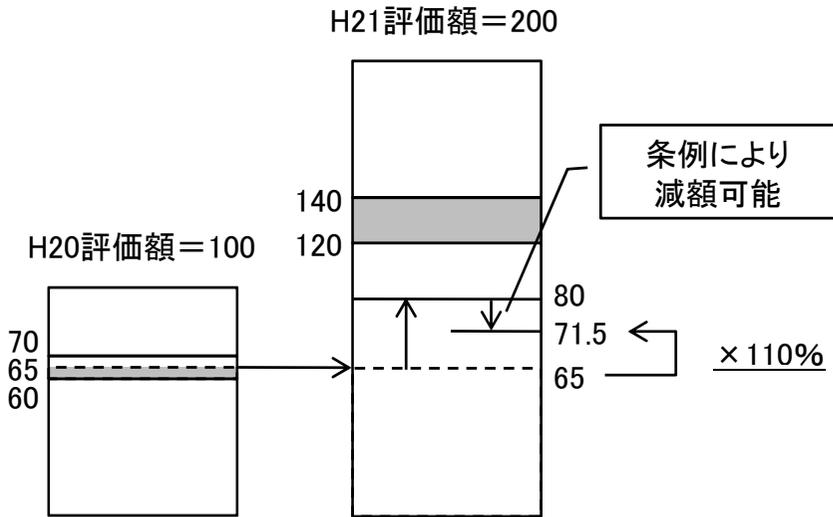
平成20年度に商業地等に係る条例減額制度の適用があった商業地等の場合

適用しない場合



適用する場合

※ 条例で定める割合が110%(下限)の場合



制度導入団体(平成21年度)  
東京都(特別区)他15団体 上限設定: 110%

※ 住宅用地等とは、住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地をいう。